

評議員報酬等規程

制定：平成22年5月27日

改正：平成24年7月30日

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき、公益財団法人東北電業会（以下、「この法人」という。）の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 評議員は、無報酬とする。ただし、退任手当を支給することができる。

(退任手当の支給)

第3条 退任手当は、別表のとおり在任期間により25万円を超えない範囲で支給することができる。

2 支給する場合には、支給事由の発生した日の翌日から1ヶ月以内に支給するものとする。

(支給手続き)

第4条 退任手当の支給は、理事長の決裁を経て実施する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、公益財団法人東北電業会の設立登記日（平成23年4月1日）から施行する。

(評議員の在任期間に関する経過措置)

2. 移行の登記を行った日の前日に財団法人東北電業会(以下、「旧法人」という。)に在任する評議員であって、移行の登記を行った日以降引き続きこの法人の評議員となった者の在任期間は、旧法人における在任期間（役員に引き続き評議員となった者の役員在任期間を含む。）を加算し、この法人の評議員としての在任期間と見なし、退任手当を計算する。

附 則

1. この規程は、平成24年7月30日から施行する。

別表 退任手当

評議員の在任期間	基 準
4年未満	3万円
4年以上5年未満	4万円
5年以上6年未満	5万円
6年以上7年未満	6万円
7年以上8年未満	7万円
8年以上9年未満	8万円
9年以上10年未満	9万円
10年以上11年未満	10万円
11年以上12年未満	11万円
12年以上13年未満	12万円
13年以上14年未満	13万円
14年以上15年未満	14万円
15年以上16年未満	15万円
16年以上17年未満	16万円
17年以上18年未満	17万円
18年以上19年未満	18万円
19年以上20年未満	19万円
20年以上21年未満	20万円
21年以上22年未満	21万円
22年以上23年未満	22万円
23年以上24年未満	23万円
24年以上25年未満	24万円
25年以上	25万円